

# 合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律 (通称:クリーンウッド法)について

平成29年5月20日に「合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律」(通称:クリーンウッド法)が施行されました。

クリーンウッド法においては、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる「木材等」の中に、フローリングが掲げられています。当工業会が扱う「木質複合フローリング」もこのフローリングに含まれます。

木質フローリングにおいて実施すべき措置について、以下にまとめました。

## 【補足】

日本複合・防音床材工業会においては、平成18年に林野庁が示した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により、木質複合フローリングの合法性確認と合法性証明の事業者認定を行って参りました。

この事業者認定はクリーンウッド法における譲渡時の措置に記載することができます。

## 1. 法律名

合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律

通称:クリーンウッド法

平成29年 5月20日 法律第48号

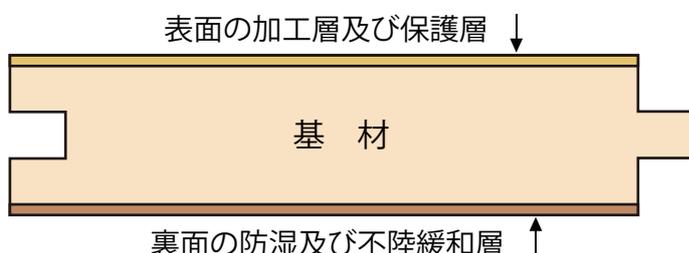
## 2. 木質複合フローリングにおける合法性の確認について

### ① 合法性の確認が必要な木質フローリング

クリーンウッド法では「フローリングのうち、『基材』に『木材』を使用したもの」について【合法性の確認】が必要であると示されています。

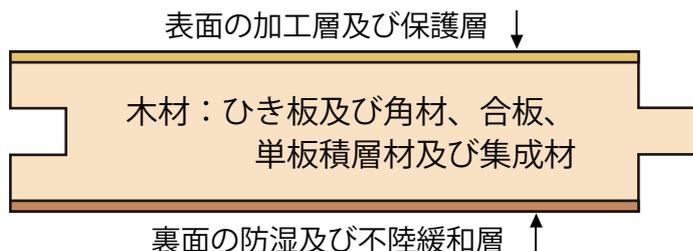
#### ・『基材』について

次の図のように木質複合フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものをいいます。



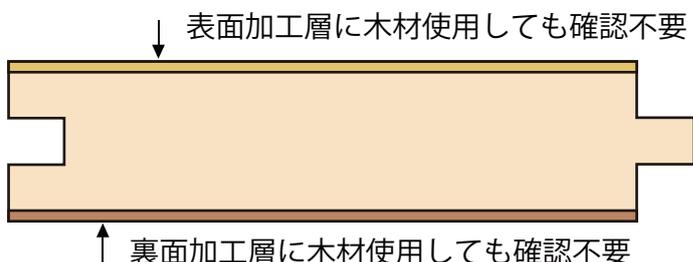
・『木材』について

クリーンウッド法が定める木材のうち、木質複合フローリングの基材に使用される、ひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材などをいいます。

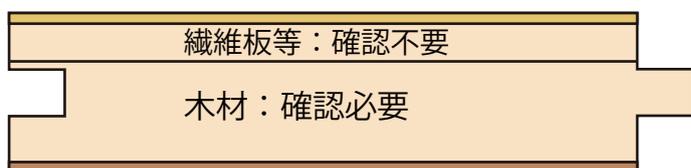


・【合法性の確認】について

木質複合フローリングを譲渡する際に行う合法性の確認は、基材部分に使用された木材について必要となります。基材以外の部分に使用された木材については、合法性の確認対象外となります。



基材の一部に繊維板等を使用した木質複合フローリングは、繊維板等を除く木材に関して合法性の確認を行う必要があります。



合法性の確認が必要な木質複合フローリングは、法律施行日（平成29年5月20日）以降に伐採された樹木を原材料とする木材を基材に使用したものに限られます。

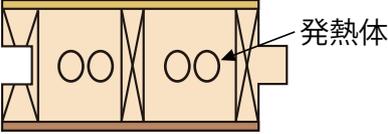
② 合法性の確認が不要な木質複合フローリング

基材に木材を使用していないフローリングは、合法性の確認が不要になります。

クリーンウッド法では、MDF、ハードボード等の繊維板とパーティクルボードは、木材に該当しないと示されています。そのため、基材の全部に繊維板等を使用した木質複合フローリングは合法性の確認を行う必要はありません。

基材すべてが繊維板等  
⇒木材に該当しない

以上をまとめると次表のようになります。

製品の種類	床材の構成	製品仕様	対象区分
一般 フローリング		基材が合板	対象
		基材がひき板及び角材、 単板積層材、集成材	対象
		基材が木材等ではない	対象外
		基材の一部が繊維板等 で一部が木材	対象 (木材部のみ)
※1 暖房 フローリング		一体型床暖房 (フローリング以外の 機能がある)	対象外

※1 日本建材・住宅設備産業協会・リビングアメニティ協会「建材、住宅設備メーカーのための  
クリーンウッド法 運用ガイド」参照

### 3. 譲渡時の措置（合法性の確認を行った結果）

- ① 合法性の確認を行った結果の表示方法は、「その旨が分かるよう記載されれば、その様式は問わない」とされています。  
一般的な表示方法を下に示します。

#### 【一般的な表示方法】

確認済	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行い、合法伐採木材であることが確認できた製品です。
確認に至らず	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当し、法に基づく確認を行いました が、合法伐採木材であることが確認できなかった製品です。
未確認	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当しますが、法に基づく確認を行っていない製品です。
対象外	クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の「木材等」に該当しない製品です。

- ② 合法性の確認を行った結果は、譲渡時の伝票（納品書や請求書等）に記載するか、これらの情報の一部をカタログやホームページ等に記載することとします。
- ③ 消費者に譲り渡す場合は、譲渡時の措置を行わなくても良いと法律で定められています。

## 4. 関連サイトの紹介

林野庁 クリーンウッドナビ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/>

---

経済産業省 「クリーンウッド法に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/nichiyo-densan/gouhoumokuzai/gouhoumokuzai\\_gl.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/gouhoumokuzai/gouhoumokuzai_gl.pdf)

---

(一社) 日本建材・住宅設備産業協会

「建材・住宅設備メーカーのためのクリーンウッド法運用ガイド」

<http://www.kensankyo.org/cleanwood.pdf>

---